

【第 5 号議案】(審議事項)

特別維持会員会費変更に関する件

(案) 1. 1200 会費規程第 2 条第 2 項の改定

特別維持会員の住友軽金属工業株式会社と古河スカイ株式会社が平成 25 年 10 月に統合し株式会社 UACJ となったことに伴い、特別維持会員の軽金属圧延 5 社(株式会社 UACJ、株式会社神戸製鋼所、昭和電工株式会社、日本軽金属株式会社、三菱アルミニウム株式会社)については、次に従って計算した額を負担する。

(1) 5 社の会費総額を従来年額の 14,500 千円に据え置く。

(2) 基本会費を各社 1,000 千円とし、残りの 9,500 千円(従来は 8,500 千円)を前年度の生産割合で比例配分する。生産割合は、一般社団法人日本アルミニウム協会の会費配分に使われる生産割合をそのまま適用する。

2. 1100 会員規程第 2 条第 1 項第 5 号 維持会員の改定

本学会の事業を援助するために入会した団体。

なお、維持会員のうち、軽金属圧延 5 社(株式会社 UACJ、株式会社神戸製鋼所、昭和電工株式会社、日本軽金属株式会社、三菱アルミニウム株式会社)を特別維持会員という。